

滑川市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滑川市有料広告掲載要綱（平成18年滑川市告示第62号。以下「要綱」という。）第5条、第7条及び第14条の規定に基づき、市がインターネット上に公開している滑川市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）における有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は、次の表のとおりとする。

大きさ	天地 48 ピクセル、左右 240 ピクセル
画像形式	JPEG、PNG、GIF（アニメーション不可）のいずれか
データ容量	50 キロバイト以下

2 広告の掲載位置、掲載順序及び掲載数は、別に定める。

(広告の範囲)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、要綱第4条に定める広告とする。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主（要綱第7条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者をいう。以下同じ。）が指定したホームページの内容についても適用する。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、月額 5,000 円とする。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は、1 か月を単位とし、連続する掲載期間は、最大 12 か月とする。ただし、再掲載を妨げない。

2 広告は、掲載開始日の午前 9 時から掲載を開始し、掲載終了日の午後 5 時をもって終了するものとする。

3 広告の掲載期間中、市の都合により市ホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切上げ）に相当する期間について、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、滑川市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、広告掲載の可否を決定し、滑川市ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告主は、掲載開始日の10日前までに広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（広告原稿の作成及び提出）

第8条 広告原稿は、市長が指定する方法により作成し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第9条 市長は、要綱第12条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、広告の掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) バナー広告のリンク先のホームページが、事前の連絡なく閉鎖された場合
- (2) 広告若しくはそのリンク先のホームページが要綱第4条各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (3) 広告主の広告を掲載することが不適當であると市長が判断した場合

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、市ホームページへの広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。